

農地法第4条・5条届出に必要な書類

◆ 必要書類

種 類		備 考
1	農地法第4条・5条届出書	
2	届出者の身分証明書（写）	・運転免許証、マイナンバーカード等の写し ※届出者本人が届出書を持参され、身分証明書の原本提示により本人確認ができる場合は、添付不要です。
3	登記事項証明書（土地登記簿謄本） （届出日3か月以内のもの）（注1）	・土地の全部事項証明書（原本）に限る
4	位置図	・届出地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図等）

◇ 該当する場合は必要な書類

種 類		備 考
5	委任状	・代理申請、受理通知書の受け取りを委任する場合
6	住民票	・届出者が市外在住の場合
7	戸籍の附票	・住民票の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合
8	相続関係書類	・相続登記が未了の場合 ・相続関係を証する書面 及び 相続人全員の同意書
9	抵当権者の同意書	・抵当権が設定されている場合
10	求積図	・土地の一部を転用する場合 ※一時転用の場合は省略できます。

（注1）登記情報提供サービスについて

届出に必要な書類のうち、登記事項証明書については「登記情報提供サービス」からオンラインで取得した、「照会番号」付き情報の提出に代えることができます。

（注2）証明書等の原本還付について

登記事項証明書（土地登記簿謄本）等、提出書類の原本をお返しする必要がある場合は、原本＋コピー1部を提出してください。